

○建設業法第十五条第二号ハの規定による同号イに掲げる者と同等以上の能力を有する者を定める告示による認定の更新（平成7年 建設省告示第1300号）

平成元年建設省告示第百二十八号附則第二項に規定する同告示（第二号及び第三号を除く。）の規定による認定の更新は、次に定めるところにより行うこととしたので、告示する。なお、平成五年建設省告示第二千八百八十一号は、廃止する。

国土交通大臣は、平成元年建設省告示第百二十八号附則第二項に規定する同告示（第二号及び第三号を除く。）の規定による認定（以下「認定」という。）の更新を受けようとする者が次の各号に適合する者であるときは、その申請により認定の更新を行う。

一 その者が認定（その更新を含む。以下同じ。）を受けている建設業について、昭和六十三年建設省告示第千三百十七号で定める試験に合格していない者又は同告示で定める免許を受けていない者

二 更新を受けようとする認定の有効期間（平成元年建設省告示第百二十八号附則第二項に規定する有効期間をいう。以下同じ。）の満了の日の一年前から有効期間の満了の日までの間に、建設業法第二十六条第四項の登録を受けた講習を受講した者

#### 附 則

1 この告示は、公布の日から施行する。

2 平成八年五月三十日に認定の有効期間が満了する者で平成七年五月二十九日までに本則第二号に規定する講習を受講したものについては、本則の規定中「次の各号」とあるのは「第一号」とする。